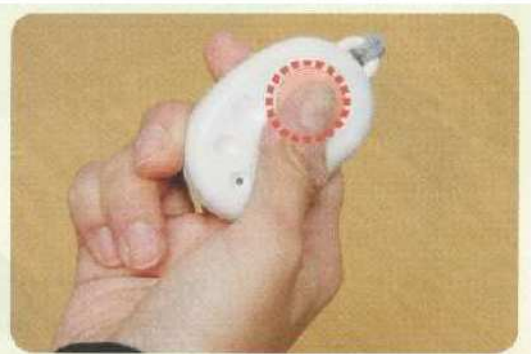


NO.1 緊急通報体制支援事業 別紙資料

	毎月の利用額	利用者の負担
岐阜市	市が購入して貸与:450円+税 レンタル:950円+税 (固定型のみ)	なし
大垣市	市が購入して貸与:400円+税 レンタル:800円+税 (固定型のみ)	非課税世帯は負担なし 所得税課税世帯は半額負担
各務原市	市が購入して貸与: 600円+税(固定型のみ)	なし (設置時に設置費として、市民税額に応じて 0円から48,000円の負担)
羽島市	レンタル: 1,680円+税 (携帯型のみ)	なし (設置時に前年度の所得に応じて2,500円か ら30,000円の負担あり)
本巣市	レンタル: 1,140円+税 (固定型) 2,300円+税 (携帯型)	なし
山県市	市が購入して貸与:670円+税 レンタル:1,170円+税 (固定型のみ)	なし
瑞穂市	レンタル: 1,790円+税 (固定型または携帯型)	なし

※「市が購入して貸与」とは市が備品として購入した機器を利用者に貸与し設置すること、「レンタル」とは機器を事業者からレンタルして利用者宅に設置すること。



☞固定型と附属品のペンダント型ボタン

☞携帯型